

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 340 回

消費税率アップ後の日本の景気はどうか？これは、これからの日本の経済の先行きにとっても大変重要な要素になりそうですね。

人手不足やデジタル化対応の投資が非製造業を中心に活発ですが、輸出の足踏みに直面する製造業ではやはり米中摩擦の激化や英国のEU離脱問題、それに中国経済のさらなる減速など下振れリスクは続くものと思われまます。

また10月～12月の我が国の経済は個人消費の失速で内需の支えを失い、予測では年率1.7%減のマイナス成長となる見通しが示されています。

駆け込みが大きかった商品を中心に反動減が出て3四半期ぶりのマイナスとなり、また台風19号・20号・21号の影響で個人消費は落ち込み、生産も落ち込んでいるのでこの影響もかなり大きなものがあるものと思われまます。

こうした環境下で我々中小企業はどう生き抜くかと考えると、大変厳しいものがあるかと思われまます。

やはりこうした中で思い出すのはバブル景気の崩壊の時の教訓ですね。

すなわち、実行すべきは ①積極投資 ②教育投資 ③未来投資 を積極的に行うことではないかと思ひます。積極経営への転換ですね。

ここで少し提言—「受身の人生」ほど疲れるものはない。そしてチャンスの神様は待ってくれない…ですね。

## 前田の《今人生を語る》第 245 回

## めざめよ日本人 (167)

日本人は依頼心が強く、他人任せが過ぎますね。

私は、江戸から明治になったのは（なんとなく導かれてしまったせいという）受身の姿勢の国民が多かったからだと思ひてなりません。

もっと真剣に日本を良くするために我々は戦わないと、あと少し先には日本はなくなってしまう気がします。

民法（相続法）改正について

佐藤 洋

2018年（平成30年）7月に、相続法制の見直しを内容とする民法等と、法務局において遺言書を保管するサービスを行うこと等を内容とする法律が成立しました。

この相続法については1980年（昭和55年）に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。高齢化等における社会経済の変化に対応するためルールを大きく見直すこととなりました。

## 1. 配偶者居住権の新設

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

## 2. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。

## 3. 預貯金の払戻し制度の創設

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができます。

## 4. 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言についても、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります（ただし、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります）。

## 5. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設について

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。

## 6. 遺留分制度の見直し

①遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する**金銭**の請求をすることができます（遺留分減殺請求によって生ずる権利は**金銭債権**となります）。

②遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し支払期限の猶予を求めることができます。

## 7. 特別の寄与の制度の創設

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができます。

これらの改正法の規定は、以下の通り段階的に施行されることとされています。

○民法等の一部改正法	
・自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日～
・預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与等、居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	2019年7月1日～
・配偶者居住権の新設	2020年4月1日～
○遺言書保管法	2020年7月10日～